

固定資産税に関するご案内

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿上の名義人に課税されます。

このため、売買契約などが行われていたとしても、**1月1日までに所有権移転登記が済んでいない場合は、前の所有者に課税されますので、ご注意ください。**また、家屋を取り壊した場合には、次のとおり手続きを行ってください。

《登記家屋を取り壊した場合》

①滅失登記をする

法務局から市役所に通知

②滅失登記をしない

⇒ 現地確認 ⇒ 課税台帳から削除

市役所に取壊届出書を提出

《未登記家屋を取り壊した場合》

市役所に取壊届出書を提出 ⇒ 現地確認 ⇒ 課税台帳から削除

これらの手続きが行われない場合には、税務課で家屋の取り壊しを確認できないことがあります。「家屋取壊届出書」は、税務課で配布している他、市ホームページからダウンロードすることができます。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233・234)

税務課からのお知らせ

固定資産税に関する 土地現況調査を行っています

市では現在、市内の土地の利用状況について現況調査を実施しており、「職員証」を携帯した職員が2人1組で行っています。本調査にご理解ご協力をお願いします。

なお、土地の利用状況を変更した場合は、税務課までご連絡ください。その後、職員が現況調査を行います。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233・234)



行田さくらロータリークラブが 自転車を寄贈



11月11日、郷土博物館会議室で開催された行田さくらロータリークラブ11月第2例会において、自転車の寄贈式が行われました。

このたび寄贈された10台の自転車は、観光レンタルサイクル用として活用されます。同クラブの半田会長から目録を受け取った工藤市長は「現在市では、観光拠点を自転車でまわっていただくポタリング事業に力を入れているので、有効に活用させていただきます」と感謝の言葉を述べました。

▶問い合わせ

商工観光課観光担当(内線382)

行田市自転車安全利用促進条例(案)の 意見を募集します

市では、自転車利用者などの責務を明らかにし、自転車に関わる事故の未然防止や自転車の安全な利用促進を図るため、条例の制定を進めています。このたび、本条例の制定に当たり、市民の皆さんから意見を募集します。

▶意見募集期間 12月22日(月)まで

▶閲覧場所 防災安全課、市政情報コーナー、市ホームページ

▶意見提出方法 住所、氏名(法人や団体の場合は名称と代表者氏名)、電話番号を明記の上、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください(様式自由)。**【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市防災安全課【FAX】556-2117【Eメール】bosai@city.gyoda.lg.jp**

▶提出された意見について

個人を特定できないように編集し、概要を公表します。また、意見に基づいて修正を行った場合には、その内容を公表します(公表場所は閲覧場所と同じ)。なお、個別には回答はしません。

▶問い合わせ

同課交通担当(内線284)



滞納整理強化期間実施中

公平な税負担を確保するために

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住みよいまちづくりを行っています。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。

税金は、納期限内に納めていただくことが原則です。「うっかり」といった悪意のない納め忘れの場合でも、納期限内に納付しないと法律に基づき差押えという滞納処分を受けることがあります。

督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、

「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と法律で規定されています。

平成25年度差押えなどの実績

差押え財産	件数
預貯金	47件
給与・年金	36件
生命保険	67件
所得税還付金	19件
動産	3件
自宅の搜索	2件
合計	174件

納税相談はお早めに

病気や失業などやむを得ない事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。

また、市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日・夜間窓口

- 休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午(年末年始を除く)
- 夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時(年末年始、祝日を除く)
- 場所 収納課収納担当

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

滞納処分の流れ

◎督促状・催告書の発送

↓ 納期限までに納付がない場合に発送

◎財産調査

↓ 督促状や催告書を発送しても納付がない場合は、勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先、日本年金機構などに財産調査を実施します。

◎差押え

↓ 財産を差し押さえます。

◎取立・公売

↓ 差し押さえた財産を強制的に取り立てしたり、公売したりするなどして金銭に換え、滞納している税金に充当します。

口座振替をご利用ください

市税の納付には、安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内の金融機関または市役所で申し込みできます。

コンビニで納付できます

休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができない場合がありますので、ご注意ください。

電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話での納付確認と納付の呼び掛けを行っています。

火災に遭われた方へ
民間賃貸住宅の家賃の一部を
補助します

市では、火災により自宅などを焼失し、緊急に別の住まいを必要とする方(世帯主)へ、民間賃貸住宅をあっせんする他、家賃の一部を補助しています。

▼要件

- ・火災の原因が、その世帯に属する方の故意によるものでないこと
- ・火災発生時、市内に住所を有していたこと
- ・生活保護を受けていないこと
- ・その世帯に属する方全員が市税の滞納がないこと

▼補助金の限度額 月額4万1千500円(敷金および礼金などを除く)

※月の途中で賃貸借契約を締結および解約し、家賃額が日割り計算された場合は、その額と補助限度額を同じ日数で日割り計算し、いずれか低い額を補助します。

▼補助金交付期間 賃貸借契約を締結した日から起算して3カ月以内

▼その他 申し込み時の提出書類など詳細については、市ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ 建築課住宅管理担当 ☎55001554